

公文書公開請求の取下げ（LoGo フォーム申請）について

○公文書公開請求の取下げをする場合の手順を記載しています。

（１）情報公開（県ホームページ）の画面にある「公開請求の取下げ」をクリック

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [県政情報](#) > [情報公開・個人情報・公報](#) > [情報公開](#) > > [情報公開](#)

重要なお知らせ

知事記者会見「政策オリンピック「アグリパーク重点推進モデル」募集他」

情報公開

記事ID：0056723 2026年4月1日更新 [法務・情報公開課](#) [印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#)

新着情報

2025年11月25日 [岐阜県保健所等倫理審査委員会](#)

- [公文書公開制度について](#)
- [公開請求の取下げ](#)
- [公文書公開の実施状況 \[PDFファイル/113KB\]](#)
- [情報公開審査会の答申](#)
- [条例等 <外部リンク>](#)
- [公文書目録検索](#)
- [行政刊行物](#)

（２）オンライン申請より公文書を管理している県の機関を選択（クリック）

（例：岐阜県庁舎内の所属）

公開請求の取下げ

記事ID：0465889 2026年4月1日更新 [法務・情報公開課](#) [印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#)

請求の取下げを行う場合は、**岐阜県庁舎1階の情報公開・行政相談窓口、公文書を保有している各現地機関の窓口又は担当所属に事前にご連絡いただき**、当該窓口への来庁、オンラインによる申請若しくはFAXにより提出してください。
なお、公文書公開請求取下書の記入にあたっては、以下の注意事項をご覧ください。

- 既に提出した公文書公開請求書が不要となった場合に提出してください。
- 取下書の提出先は、公文書公開請求書を提出した実施機関となります。例えば、知事部局の所属であれば「岐阜県知事」、教育委員会であれば「岐阜県教育委員会」となります。

様式

公文書公開請求取下書の様式はこちら

- [公文書公開請求取下書 \[Wordファイル/33KB\]](#)
- [公文書公開請求取下書 \[PDFファイル/52KB\]](#)

オンライン申請

公文書公開請求書を提出した実施機関を選択し、案内に沿って必要を事項を入力して請求してください。

[岐阜県庁（議会事務局を含む）](#) <外部リンク>

[岐阜土木事務所](#) <外部リンク>

[大垣土木事務所](#) <外部リンク>

[揖斐土木事務所](#) <外部リンク>

[美濃土木事務所](#) <外部リンク>

[郡上土木事務所](#) <外部リンク>

[可茂土木事務所](#) <外部リンク>

[多治見土木事務所](#) <外部リンク>

[恵那土木事務所](#) <外部リンク>

[下呂土木事務所](#) <外部リンク>

[高山土木事務所](#) <外部リンク>

[古川土木事務所](#) <外部リンク>

 ※公文書公開請求の取下げ（LoGoフォーム申請）について【手順】 [PDFファイル/703KB]

（3）入力フォームに従い、申請者の「メールアドレス」を入力

【岐阜県庁】岐阜県公文書公開請求の取下げ

入力フォーム - メール認証

1 入力 2 メール送信完了

メールアドレス登録及び認証をお願いします。

メールアドレスが正しく登録できることを確認します。県からの連絡が受信可能なメールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。

メールアドレス 必須

0 / 128

→ 送信

(4) 送信されたメールのURLをクリック



(5) 入力フォームに従い、必要事項を入力し、「確認画面へ進む」をクリック

【岐阜県庁】岐阜県公文書公開請求の取下げ

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームに入力してください。

メールアドレス
メールアドレス 22 / 128
メールアドレス (フリガナ) 22 / 128

Q1. 提出先 必須

Q2. 請求者の住所を入力してください。(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 必須

住所
郵便番号 都道府県 市区町村
番地 マンション・部屋番号

Q3. 請求者の氏名を入力してください。(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名) 必須

Q4. 公文書公開請求を行った日付を入力してください。 必須

(7) 内容を確認後、「送信」をクリックして、送信完了

(8) 送信完了後、(4) で入力したメールアドレスに受領メール送信されます。



取下げ手続きは以上です。

※休日又は、受付時間外（17時15分～8時30分）に行った申請は、翌開庁日の受付となります。